

流山市農業委員会
令和6年第8回
総会議事録

令和6年8月9日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和6年第8回総会議事録

- 1 期 日 令和6年8月9日(金)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 8番 小菅 康男
9番 石井 保
- 5 出席農業委員(委員12名)

1番 鈴田 徹	2番 矢口 優子
3番 池田 操代	4番 金子 文雄
5番 鈴木 亨	6番 金子 孝博
7番 中嶋 清	8番 小菅 康男
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)

1地区 藍川 治助	2地区 森田 元彦
1地区 染谷 文夫	2地区 海老原 節雄
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 事務局主事 窪田 優成
- 10 事務局 事務局次長補佐 鈴木 正寿
事務局主任主査 秋元 敏男
- 11 会議目次

議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)(県許可)	1
議案第40号	農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) ……	3
議案第41号	農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用) ……	5
議案第42号	農用地利用集積計画の決定について ……	9
議案第43号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について ……	11
議案第44号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について ……	12
議案第45号	農地所有適格法人報告書の提出について ……	13
報告第19号	転用許可に伴う工事完了の報告について ……	15
報告第20号	専決処理の報告について ……	16

▲開会 午後3時00分

○水代会長 それでは、ただ今から令和6年第8回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で、定足数に達しておりますので会議は成立していることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

8番 小菅委員、9番 石井委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、継続審議となっております議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)(県許可)」から議案第45号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの7議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第19号「転用許可に伴う工事完了について」から報告第20号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)(県許可)(継続審議)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の1ページを御覧ください。

議案第31号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

(県許可)(継続審議)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和6年8月9日提出

権利者は、東京都渋谷区に所在する法人 ほか3社です。

申請がありました土地は、桐ヶ谷、下花輪、南、上新宿新田、上貝塚、谷、北の農地 371筆 転用合計面積201,968.81平方メートルです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の1ページと2ページにございますので併せて御参照ください。

権利の種類は所有権の移転で、転用目的は物流倉庫2棟とプールおよび附帯施設を建設するものです。

申請事由については、物流施設は現在インターネット通販の普及拡大により、大型倉庫拠点の需要がさらに高まっていること、プールおよび附帯施設は関東圏唯一のウェーブプールを建設するため申請があったものです。

次に申請地の農地区分について、前面のスクリーンで説明いたします。

申請地の大部分については、おおむね300メートル以内に高速道路の出入り口の基準点があることから、第3種農地と判断しました。

申請地の北側一部と南側一部については、第3種農地に該当せず、規模が10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地と判断しました。

第3種農地は一般基準において許可できない場合を除き、原則許可できることとなっております。

第1種農地は原則許可できないとされておりますが、隣接地と一体で同一事業を行うために農地転用を行う場合で、第1種農地が開発面積に占める割合が1/3以下である場合は、例外的に許可できることとなっております。

本件については、現時点においても他法令の手続きで、協議中の内容があることから、先月と同様に継続審議とすることについて皆様に審議いただきたいと思っております。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案については、池田委員、鈴木委員、山崎委員、森田推進委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

それでは、退席を求めます。

(午後3時5分 池田委員、鈴木委員、山崎委員、森田推進委員 退室)

○水代会長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第6番(金子孝博委員) 県の担当課と話をしていると思いますが、現状どこまで話が進んでいますか。

◎事務局(鈴木次長補佐) 現在の状況ですが、千葉県警との道路の交差点協議については、間もなく終わると聞いています。

また、当該申請については、県知事許可になることから、申請書を市農業委員会から県農地農村振興課へ渡しており、県から申請内容、転用行為の実現性や資金計画などの内容について先に確認したいという問い合わせが市に来ており、その内容を事業者へ伝えるなど、市が県と事業者との間に入って協議を行っている最中です。

基本的には、この計画が大きく変わるものではなく、先に確認したい事項について協議している状況です。

来月又は再来月には、資料が揃うと考えています。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、事務局の説明のとおり継続審議にすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第31号については、継続審議とすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

それでは、4名の除斥を解きます。

(午後3時7分 池田委員、鈴木委員、山崎委員、森田推進委員 入室)

○水代会長 次に、議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の2ページをお開きください。

議案第40号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

令和6年8月9日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、野田市山崎にお住まいの方です。

申請地は、西深井の畑2筆 転用合計面積373平方メートルです。

権利の種類は所有権の移転で、転用目的は専用住宅を建築するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の3ページと4ページにございますので併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

○金子孝博委員長 議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件です。

本案については、現地調査と権利者およびその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の西約1.2キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は贈与による所有権移転で、転用目的は専用住宅を建築しようとするものです。

権利者は、野田市山崎にお住まいの方で、年齢は40歳です。

申請理由については、現在、賃貸住宅に家族3人で住んでいますが、子どもの成長を考え、専用住宅を建築するため申請があったものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

建築面積は91.91平方メートル、木造2階建ての住宅を建設する計画です。

土砂等の流出対策については、西側との境界に2段、南側には3段のコンクリートブロックによる土留めを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は浸透櫛と浸透管を設置しオーバーフロー分をU字溝に排水する計画です。

汚水は浄化槽にて処理しU字溝に排水する計画です。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりです。

申請地周辺につきましては、北側は土手の法面、東側は道路、南側と西側は畑となっております。

次に、資金計画ですが、建設費、外構費などが約4,400万円で全額借入金で賄うとのことで、金融機関発行の融資証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、敷地面積や建築面積など「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第40号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の3ページを御覧ください。

議案第41号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和6年8月9日提出

今月の申請は3件で、いずれも農地造成に伴う一時転用です。

これは、農地造成期間中、農地として耕作ができないことから、一時転用の許可申請が必要となるものです。

一時転用許可の審査基準については、従来の農地より高い利用価値を有する農地に復元できること、周辺農地の農業生産条件へ悪影響や導水路の分断を招く恐れがないこと、農地造成の一時転用許可の期間は3年以内とすること、埋め立て土量の確保の見込みがあること、搬入される土砂の地質について安全性が確保できることなどが、基準とされています。

今月申請のあった3件については、権利者が同一で申請地も隣接しており、関連がありますので一括して説明いたします。

申請地は、野々下1丁目の田 計4筆 合計面積9,988平方メートルです。

案内図と計画図については、議案案内図の5ページから8ページにございますので併せて御参照ください。

権利者については、柏市中十余二に所在する法人です。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。

併せて、造成後にはこの権利者がこの農地を借り受ける予定のため、この法人について説明いたします。

法人は、芝生の生産や販売、圃場の整備等を目的に令和6年4月に設立された法

人です。

代表者の方は、これまで市外の別法人でも同様の芝生生産を行っていますが、今回、流山市内で農地所有適格法人として、新たに芝生生産の事業を始める計画であるため当該法人を設立したとのことです。

なお、農地を将来的に借りることになるため、営農計画や法人の定款等を提出してもらい、農地貸借に当たっての法人の要件に適合しているか確認しています。

法人形態については、合同会社であり、要件を満たしています。

主たる事業については、芝生生産・圃場整備事業の企画、設計、生産、販売です。西洋芝であるティフトンを生産し販売するとのことです。

法人の役員については、代表社員と業務執行社員の計2名で、農業に常時従事する計画です。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

○**金子孝博委員長** 議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」について御報告いたします。

今月の案件は、一時転用によるものが3件です。

3件とも権利者が同一で、申請地も隣接しているため一括して説明いたします。

本案については、現地調査と権利者および義務者双方からヒアリングを行っております。

最初に、権利の種類は賃貸借で転用目的は農地造成です。

権利者は、柏市中十余二に本店を置く合同会社で令和6年に設立されております。

主な事業内容は、芝生の生産、販売などを行うとのことです。

申請理由ですが、申請地は以前、流山市東部土地改良区の区域内でしたが、平成30年に同土地改良区が解散し、水稻に必要な水利は個人による管理となっています。

農業の収益性の観点からも、水田として継続利用が困難なため、農地を埋め立て畑として造成するため申請があったものです。

農地造成後は、当該法人が農地法第3条で申請地を貸借し、芝生の作付け、生産を予定しており、当該法人から作付け誓約書・計画書が添付されています。

申請地の農地区分ですが、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の北東約900メートルに位置し、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、おおむね10ヘクタール未満の農地』として、第2種農地と判断いたしました。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について説明いたします。

埋立て面積は約9,988平方メートルで、土量につきましては、約13,000立方メートルを搬入するとのことです。

農地造成の方法については、現況の表土を200ミリメートルすき取り、場内に保管します。

すき取った上部に、良質赤土を1.5メートル埋め立て、その上に保管した現況の表土200ミリメートルを覆土し、表土は50ミリメートルの川砂で造成する計画です。

雨水については、全面敷地内浸透とする計画です。

次に、土砂の搬出元は、野田市山崎の建築現場です。

なお、土砂の安全性については、地質分析結果証明書および土砂発生元証明書が添付されております。

次に、搬入ルートは、野田市山崎から県道松戸野田線を南下し、南部中学校の前を通過して県道柏流山線に入り、お寺の前を通過して搬入する計画です。

埋立て期間については、許可後から2年間を予定しています。

次に、義務者ですが、1番の義務者は、耕作面積約0.3ヘクタールで農業従事者は2人です。

2番の義務者は、耕作面積約1.5ヘクタールで、農業従事者は2人です。

3番の義務者は、耕作面積約0.6ヘクタールで、農業従事者は1人です。

次に、周辺土地所有者への説明状況についてですが、半径300メートル以内の土地所有者に説明会をする旨の通知し、出席者に説明したところ、搬入する土の検査結果を仮設事務所に掲示して欲しいと要望があり、対応するということでした。

次に、資金計画につきましては、購入費、造成費が約1,000万円で、自己資金と借入金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書と融資に関する書面が添付されております。

他法令につきましては、千葉県土砂等の埋立て条例に該当し、現在申請中です。

関係課との協議関係ですが、埋立て条例の事前協議の中で、道路や学校関係者との協議、周辺住民への周知等の協議があり、全て協議が整っているとのことで、協議書および届出等が必要な項目については届出書等の写しが添付されております。

最後に、土地所有者に対しては、その責務として、転用事業が行われている間、埋立等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握するとともに、計画どおり実施していないとき、または、その恐れがあるときは、直ちに、事業を行う者に対し事業の中止および原状回復を求めるとともに、農業委員会に通報するよう指導いたしました。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案についてはそれぞれ許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第9番(石井委員) 芝生販売ということで、芝生を個人が買いに来るかもしれませんが、駐車場は設けてないのですか。

◎事務局(鈴木次長補佐) この場所は基本的に芝生を育てるだけの圃場で、ここで直接販売することは考えていません。

今のところ計画として聞いているのは、野芝や高麗芝ではなくティフトンという西洋芝を生産するもので、学校の校庭を緑化するためなどに使われており、そういった事業用への販売を想定しているということです。

また、那須で事業用の芝生を取り扱っている業者への販売も考えているということでした。

◆第9番(石井委員) そうであれば、事務所などは必要ないのですね。

◎事務局(鈴木次長補佐) 事務所などを建てる計画はありません。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

◆第11番(山崎委員) 工期はどのくらいですか。

◎事務局(鈴木次長補佐) 完了の予定は令和8年9月24日までとなっており、2年間で農地造成を終わらせる計画で申請されています。

参考ですが、1日当たり10トンダンプ30台くらいで土砂を搬入する予定と聞いています。

○水代会長 搬入土砂13,000立方メートルだと、ダンプ何台分になりますか。

◎事務局(鈴木次長補佐) 10トンダンプ1台に6立方メートル積載できますので、2,160台くらいになります。

◆第11番(山崎委員) 搬入する土砂の安全性について、地質分析結果証明書が添付されているということですが、事務局として何ら問題なかったという判断でよろしいですか。

◎事務局(鈴木次長補佐) 今提出されている地質分析結果については、各検体の測定値が定量下限値に達しておらず基準値以下であることから、問題ないと判断しました。

また、千葉県の土砂等の埋立て条例に基づく県の許可が必要なことから、同じ結果を県へ提出しており、並行して審査されている状況です。

○水代会長 県で問題があったらどうするのですか。

◎事務局(鈴木次長補佐) おそらく、搬入する土を変える話になると思います。

その場合は、許可する前に、問題ない土であることを確認します。

基本的には埋立てと農地転用を同時に許可するため、どちらも基準を満たしていないと許可できないと考えています。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の1番から3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第41号の1番から3番については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の4ページをお開きください。

議案第42号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和6年8月9日提出

今月の申請は新規が1件、更新が2件です。

最初に、議案の1番の権利者は、流山市南にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、南の畑1筆 面積723平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、9ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案2番の権利者は、流山市西深井に所在する法人です。

対象となる農地は、西深井の畑3筆 合計面積1,303平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、10ページにございますので併せて御参照ください。

最後に、議案の3番の権利者は、流山市駒木にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、野々下1丁目の畑5筆と長崎2丁目の畑1筆、合計面積は

3,410.97平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、11ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

○金子孝博委員長 議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いた

します。

今月の案件は、新規が1件、更新が2件です。

1番は、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は62歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり休耕状態でした。

2番は、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は、西深井に本店を置く農地所有適格法人です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は220日です。

申請地につきましては、写真のとおり作付け済みでした。

3番は、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は45歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は250日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおりおおむね作付け済みでした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、鈴木委員、山崎委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

それでは退席を求めます。

(午後3時33分 鈴木委員、山崎委員 退室)

○水代会長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第42号の1番については、承認することに決定いたしました。

退席した2名の委員の除斥を解きます。

(午後3時34分 鈴木委員、山崎委員 入室)

○水代会長 次に、本案の2番から3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の2番から3番までについて、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第42号の2番から3番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第43号「農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の7ページをお開きください。

議案第43号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和6年8月9日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、流山市小屋にお住まいの方です。

申請地は、北の登記地目畑1筆 面積165平方メートルで、変更後の地目につきましては宅地です。

本件は、現況が宅地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるため願出があったものです。

議案案内図は、13ページと14ページにございますので併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

○金子孝博委員長 議案第43号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の南西約1.3キロメートルに位置している土地であります。

申請者が令和4年に相続により取得した土地で、昭和44年頃から配置図のように、宅地として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております昭和59年に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第43号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第44号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の8ページをお開きください。

議案第44号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和6年8月9日提出

今月の願出は1件です

申請者は、流山市東深井にお住いの方です。

申請地は、東深井の畑2筆の一部 合計面積992平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の父および義父で、その方の死亡を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

議案案内図につきましては、15ページにごございますので、併せて御参照ください。
説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

○金子孝博委員長 議案第44号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南約500メートルに位置している土地であります。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の父です。

従事日数は、生前の元気な頃は年間250日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が昨年2月に亡くなり、農業経営の中心となる方が不在となったことにより、農業経営が不可能となったため相続人である申請者より証明願の申請がされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が死亡したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第44号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第45号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の9ページを御覧ください。

議案第45号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和6年8月9日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました法人は、流山市西深井にあります農地所有適格法人です。

報告がありました法人の事業年度は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料を御覧ください。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに作成しております。

確認書の表に、令和6年6月15日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですのでこの欄を縦に御覧ください。

経営面積は、4.2ヘクタールです。

法人形態は、非公開の株式会社です。

事業の種類は、農産物の生産・販売および農作業等です。

売上高は、全体が農業に関する売り上げで占めておりました。

構成員は、農業の常時従事者が法人の構成員です。

また、業務執行役員は、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっており、当該法人の役員は1名であり、従事日数は295日で常時従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので適とさせていただきます。

当該法人の農地の位置図は、議案案内図の17ページから19ページになります。

説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

○金子孝博委員長 議案第45号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の「農地所有適格法人要件確認書」に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していること

を確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。
報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第45号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、報告第19号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の10ページをお開きください。

報告第19号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので報告する。

令和6年8月9日報告

今月の工事完了報告は5件です。

最初に、1番は令和6年2月の総会で審議がなされ、令和6年2月14日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の21ページと22ページにございます。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

本件につきましては、7月5日に第2小委員会の委員の皆様にも現地を確認いただきました。

次に、2番は令和5年3月の総会で審議がなされ、令和5年7月14日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の23ページと24ページにございます。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

本件につきましては、7月17日に山崎委員長にも現地を確認いただきました。

次に、3番は令和6年1月の総会で審議がなされ、令和6年1月16日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の25ページと26ページにございます。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

次に、4番は令和6年1月の総会で審議がなされ、令和6年2月21日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の27ページと28ページにございます。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

3番と4番につきましては、7月12日に金子文雄委員と鈴木委員に現地を確認いただきました。

最後に、5番は令和5年8月の総会で審議がなされ、令和5年8月25日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の29ページと30ページにございます。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

本件につきましては、7月18日に岡田職務代理者と金子孝博委員長に現地を確認いただきました。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありました。質問、意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

最後に、報告第20号「専決処理の報告について」報告を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の12ページをお開きください。

報告第20号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月9日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。
今月の農地法第4条の届出の報告は、4件 6筆 合計面積2,912平方メートル

です。

次に、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、18件 108筆 合計面積58,755.40平方メートルです。

いずれも、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の13ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が3件、その他の建物施設用地が1件の計4件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が12件、マンションの区分所有が2件、その他の建物施設用地が4件の計18件の届出がありました。

今月の専決処理の報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありました。質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもって、令和6年第8回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時50分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和6年8月9日

流山市農業委員会 会長

水内啓司

流山市農業委員会 委員

小菅康男

流山市農業委員会 委員

石井保